

中小企業でも明日起こる危機 労務管理部門ナンバー1弁護士に 合同労組(ユニオン)等の対応 を聴く

# 集团的労使関係 合同労組 [コミュニティユニオン] 対応セミナー

著名講師のセミナーを  
格安受講料で

開催のご案内

主催 愛知県下各労働基準協会

最近61年ぶりの大手百貨店のストライキが話題となりましたが、最多時の約5%まで減少したストライキ等の労働争議、また最高時の約3割の16.5%に落ち込んだ労働組合の組織率もあり、企業が企業内労働組合との集团的労使関係対応に苦労したのは、過去のこととなっております。

そんな中、企業内労働組合とは異なる、パートタイム労働者、管理監督者等が1名から加入できる合同労組(ユニオン)や、派遣労働者などを対象とするコミュニティ・ユニオン等の、企業外労働組合との集团的労使関係への対応が、企業の重要問題となっております。

この様な労働組合との団体交渉を拒否すると、労働組合法上違法となる「不当労働行為」となり、労働組合側の人間は労働法令・交渉術に長け、裁判、労働審判、都道府県労働局あっせん等と異なり中立な立場の者はおらず、団体交渉等の対応は壮絶なものとなります。

特に労働知識に乏しい中小企業では、不利な条件で相手側の要求を呑むことも多く、フリーランス等の合同労組も誕生しております。さらには、企業内に合同労組の支部が設立されると、既存組合と同様の扱いが必要となり、企業には最大・最悪の危機となります。

そこで、平成29年以来8回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士(日経ビジネス2010)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、**集团的労使関係(合同労組・コミュニティユニオン)対応セミナー**を開催します。

最悪の労働トラブルを防ぐため、ぜひともご参加いただきますようお願い申し上げます。



講師の石寄信憲弁護士  
数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演、著書も多い労働界のNo.1弁護士



最近出版された団体的労使関係に関する石寄弁護士の著書

●日時 令和5年12月14日(木) 午後1時30分～午後4時30分

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

●講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲氏

●演題 **使用者と合同労組、コミュニティ・ユニオンを含む労働組合との関係(集团的労使関係)と、団体交渉等実務対応の留意点**



能楽堂の名古屋能楽堂  
能楽の伝統の地である  
方自今な治の能舞台が有名  
曾堂作りのおおむね木造

講演概要

## 1. 合同労組、コミュニティ・ユニオンの動き

- (1)労働組合組織率の推移 (2)企業規模別推定組織率の推移
- (3)ユニオンショップ協定の有無別労働組合の割合
- (4)合同労組、コミュニティ・ユニオンの定義
- (5)合同労組、コミュニティ・ユニオンの誕生経緯の相違
- (6)コミュニティ・ユニオン 加盟組織一覧
- (7)合同労組の申立件数と割合の推移
- (8)個別紛争に関する不当労働行為制度利用の是非

## 2. 労組法上の「労働者」

- (1)労基法上の「労働者」の判断基準(昭和60年報告)
- (2)労基法上の労働者に関する判例・裁判例の傾向
- (3)労組法上の労働者とは
- (4)労基法上の労働者と労組法上の労働者の該当・不該当
- (5)フリーランサーの保護
- (6)フリーランス保護法と労組法3条の保護

## 3. 労組法上の「使用者」

- (1)使用者とは (2)「使用者」性の類型

## 4. 合同労組、コミュニティ・ユニオンに対する実務対応(団体交渉・SNS等による情宣活動)

- (1)合同労組、コミュニティ・ユニオンに対する実務対応
- (2)合同労組、コミュニティ・ユニオンは小規模企業に対しては強者

## 合同労組との団体交渉

愛知県下各労働基準協会活動内容DVDより



合同労組との団体交渉



理論的な合同労組執行委員長



しどろもどろの説明の社長



間髪入れず合同労組書記長が攻撃



途方にくれ黙り込む社長



給料6か月分90万円を支払い和解

**石寄信憲(いしざき・のぶのり) 弁護士 プロフィール**

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。  
 1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)  
 業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、  
 日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。  
 2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月  
 日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経  
 営法曹会議常任幹事を務める。



働き方改革関連法対応セミナーより

**【主な著書】**

ハラスメント防止の基本と実務、同一労働同一賃金の基本と実務、懲戒処分の基本と実務、改正労働基準法の基本と実務過重労働防止の基本と実務、労働契約解消の法律実務〈第3版〉、割増賃金の基本と実務、就業規則の法律実務〈第4版〉労働者派遣法の基本と実務、労働条件変更の基本と実務、配転・出向・降格の法律実務〈第2版〉、非正規社員の法律実務〈第3版〉、労働行政対応の法律実務、懲戒権行使の法律実務〈第2版〉、健康管理の法律実務〈第3版〉、賃金規制・決定の法律実務、個別労働紛争解決の法律実務、労働時間規制の法律実務〈第2版〉、管理職活用の法律実務、実務の現場からみた労働行政、メーカーのための業務委託活用の法務ガイド〈第2版〉、(新訂版)人事労務の法律と実務

●対象 経営者、人事・総務・安全衛生部門責任者・担当者等、  
 社会保険労務士等労働専門家の皆様

●定員 400名 ※全てイス席です。定員になり次第締め切ります。

●会費 労働基準協会会員企業 4,380円 ※いずれも資料代、  
 一般(上記以外) 4,990円 消費税を含みます。

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1  
 地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分  
 桜通線「丸の内」徒歩12分 名城線「名古屋城」徒歩12分  
 お車 名城公園正面駐車場 319台



**申込要領**

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。  
 実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133  
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

受講日 令和5年12月14日

**集团的労使関係対応セミナー 申込書(コピー可)**

申込日 令和5年 月 日

申込協会	労働基準協会		※会員番号				
事業場名			T E L ( )	F A X ( )		-	
所在地	〒						
ご出席者	No.	氏名	所属部署・職名	No.	氏名	所属部署・職名	
	No.は記入不要です						
受講案内送付先	受講者・担当者(部署名) 様				お支払予定日	月	日頃

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。 R5.9.15